

は じ め に

皆さん、社会保険労務士（以下 社労士と略称します）という資格職業をご存知でしょうか？

かつては、「保険屋は間に合ってる」とか「労務者の募集を見て来たのか」などと世間から見下された職業の1つであったのです。

世間の認知度が低いことから、初めて会社を訪問したときでも、社長に面会することができずに、受付で「社会保険の労務者の人がお出でです。社長どういたしますか？」「社会保険の虫？ 適当に追っ払え！」と自己紹介すらさせてもらえなかった時代もありました。

しかし、今では名刺を渡せば理解してもらえる肩書きとなり、名前を呼ぶときにとりあえず「先生」などと呼んでいただけになりました。まさに隔世の感があり、とてもありがたいことです。これも諸先輩の努力により20～30年前とは比較にならないくらい世間の認知度が上がりました。

社労士は、弁護士や税理士などと同じく国家資格に合格した専門家で、会社の労務や保険年金の手続などを行い収入を得る自営業です。そうです、国家資格業という「ビジネスパーソン」なのです。

ビジネスパーソンであるが故にお客様のために一生懸命働かなければなりません。依頼人の求めに応じたサービスを提供し、その満足に資することでこの業界は成り立っています。資格試験を受験し会社を辞め、社労士事務所を開業する者の中には、今は辛くても必ず自分にリターンがあると信じてこの世界に飛び込んできた者もいます。一生懸命働いて顧客の信頼を得た者はさらに商売が繁盛し、顧客から見放された者は衰退し淘汰されていく、これが商売の基本であり経済原則にかなった考え方です。それゆえ社労士がビジネスパーソンと筆者たちが称する理由なのです。

ところが、残念なことにこの業界をちょっと見渡すと、そんな高尚な理想とはかけ離れた実態が一部にあります。

また「社労士は、法律家である。法律のプロとして事の解決にあたらなければならない」と声高に主張する社労士がいます。確かに社労士にとってとても耳障りのよい響きです。

しかし社労士は、法律家であると煽るのは、極めて無責任でかつ罪つくりな言動に思われるのです。なぜなら、世の中の理解では、法律家といわれるのは、弁護士、裁判官、検事、司法書士のように、司法の世界で法律事務を扱う職業人たちであるにもかかわらず、社労士の中には、弁護士にでもなっ

たかのごとく錯覚して、弁護士法違反等の犯罪を犯すものがあるからなのです。

ですから、このような社労士たちが顧客の満足やメリットになっているとは到底思えません。にもかかわらず、彼らでも顧客をかかえ業として成り立っています。顧問制度が収入の中心である社労士は、顧問契約を積み重ねることにより毎年増収が期待できるシステムです。つまり社労士は世間の認知度アップとともに「食っていける商売」になってきたのです。

しかし、顧客や依頼人は、そんな社労士に満足しているのでしょうか。

本書は、仕事を依頼される事業主の方々が、どんな基準で社労士を選んだらよいのか、どんな仕事をいくらで引き受けるかなど、社労士と取引するための本音の情報提供を目的として執筆いたしました。

執筆者は、全員現役の開業社労士で、中堅のキャリアの者です。カネもコネもなく開業し困難な事務所経営の中、まじめに顧客サポートをすることにこの仕事の将来性を見出してきました。それでも、これまでの仕事で契約打ち切りも経験し、別のところでは同業者からの不満や苦情も経験しました。

筆者たちの思いは、選ぶ権利は依頼人にあるということでも共通しています。選ばれる社労士になるための努力が必要と考えています。

もちろん業務知識も大切ですが、コミュニケーション力、人間力など、社労士である前に健全な社会人でもあります。それらを総合判断し依頼人の利益になるように選択していただければよいのです。社労士の利益だけを考えた成り立つビジネスであるはずはありません。

本書は、主として社労士を活用される事業主：会社社長、人事労務部門の責任者、年金相談等で社労士に接する一般の方、同業者である社労士、隣接職種の税理士・弁護士・公認会計士・行政書士・中小企業診断士などのプロフェッショナル、または社労士の受験生などにご一読いただき、社労士業界の本音の部分を知っていただきたいとの思いで、まとめました。

本書を読まれて、自社や依頼者にメリットとなる社労士を見つけていただき、ともに発展していける関係を望んでおります。

本書を著すにあたって関係者の方々に一方ならぬお世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

平成19年12月吉日

執筆者 一同

「できる社労士・できない社労士」の見分け方 Q&A 目次



はじめに

1 社労士ってなに

- | | | |
|-----|--------------------------------|----|
| Q1 | 社労士ってどういう資格で仕事をする人のこと | 12 |
| Q2 | 社労士の仕事の特徴・頼める仕事内容は | 15 |
| Q3 | 社労士を頼むメリットは | 18 |
| Q4 | 特定社労士ってどういう資格を持つ人のこと・社労士との違いは | 22 |
| Q5 | 税理士に頼めば社労士はいらないってホント | 25 |
| Q6 | 経営コンサルタントと社労士との違いは | 27 |
| Q7 | ファイナンシャルプランナー(FP・CFP)と社労士との違いは | 29 |
| Q8 | 行政書士と社労士の違いは | 32 |
| Q9 | 顧問社労士って何をする人のこと・頼める仕事は | 35 |
| Q10 | 社労士法人ってなに・社労士個人事務所との違いは | 38 |
| Q11 | 社労士に仕事を丸投げできるってホント | 41 |

2 こんな社労士を使うメリットってなに

- | | | |
|-----|---------------------------|----|
| Q12 | 役所出身社労士を使うメリットは | 46 |
| Q13 | 本や講演を専業にしている有名社労士を使うメリットは | 49 |
| Q14 | 年金専門の主婦社労士を使うメリットは | 52 |
| Q15 | 助成金専門の社労士を使うメリットは | 55 |
| Q16 | 保険手続屋の社労士を使うメリットは | 59 |
| Q17 | ITが苦手な社労士を使うメリットは | 61 |
| Q18 | 会計士事務所所属の社労士を使うメリットは | 64 |
| Q19 | 社労士会役員の社労士を使うメリットは | 66 |
| Q20 | 税理士兼業の社労士を使うメリットは | 68 |



Q21 行政書士兼業の社労士を使うメリットは 70

3 社長の悲鳴「どうするこんな社労士との対応」

- Q22 監督署の言いなりになる社労士が不満のときは 74
- Q23 実務経験のない社労士を紹介されたときは 77
- Q24 やたらに生命保険や損害保険を
社労士が勧めるときは 78
- Q25 監督署調査の立会いを嫌がっている社労士は 80
- Q26 リストラの手伝いを嫌がっている社労士は 83
- Q27 社労士自身が来ないで事務員をよこすときは 87
- Q28 依頼した仕事のスピードが遅いときは 89
- Q29 社会保険料や労働保険料の軽減方法を
教えてくれない社労士は 92
- Q30 納付期限ギリギリになって急に保険料額を
知らせてくる社労士は 95
- Q31 社会・労働保険の手続きがしない社労士のときは 97
- Q32 社労士が高圧的で相談しにくいときは 99
- Q33 社労士任せなのに社保事務所調査でかなりの
保険料を納めるときは 102
- Q34 どんな些細な仕事でも頼むと必ず請求書を
送ってくる社労士は 105
- Q35 社保事務所調査で役所寄りの態度をとり会社を
代弁してくれない社労士は 107
- Q36 たいした仕事もせずに
高額報酬を請求する社労士は 110
- Q37 お客さんとのトラブルの多い社労士の見分け方は 112



- Q38 ミスをした社労士に損害賠償したいときは 116
- Q39 悪い社労士・ダメな社労士って
どういう社労士のこと 119
- Q40 頼んでいる社労士のクビの切り方は 123
- Q41 社労士が飛込営業できたときの対応は 125

4 できる顧問社労士・できない顧問社労士の見分け方

- Q42 年をとってきた顧問社労士への対応は 128
- Q43 ユニオンとの団体交渉を嫌がる顧問社労士に
任せたいときは 130
- Q44 顧問料が高すぎるときの対応は 134
- Q45 集金に来るだけの顧問社労士に
アドバイスを求めたいときは 137
- Q46 顧問料とサービスの内容が不明なときの対応は 139
- Q47 仕事のミスが多い顧問社労士への対応は 142
- Q48 人件費削減等複数の視点での経営指導が
ない顧問社労士への対応は 144
- Q49 専門用語を並べての説明が難しく理解できない
顧問社労士への対応は 146
- Q50 IT 推進化を積極的に提案しない
顧問社労士への対応は 148
- Q51 定期的な訪問指導がない顧問社労士への対応は 150
- Q52 人を雇ったこともない顧問社労士に
人事労務管理を任せるのは 152
- Q53 社労士との間で交わす顧問契約書は
どのように作成すればいい 154



- Q54 事を荒立てずに顧問契約を
解消するにはどうしたらいい 159
- Q55 求められる顧問社労士とは
どんな仕事をする人のこと 162
- Q56 できる顧問社労士・できない顧問社労士の
見分け方チェックポイントは 164

5 できる社労士・できない社労士の選び方

- Q57 銀行から社労士を紹介されたときは 166
- Q58 顧問税理士から社労士を紹介されたときは 168
- Q59 ホームページを出している社労士は
信頼できるってホント 170
- Q60 助成金手続を頼める社労士は 171
- Q61 会社に有利な就業規則作成を頼める社労士は 175
- Q62 年金専門の社労士をさがすには 178
- Q63 給与計算を頼める社労士は 180
- Q64 労働問題に強い社労士をさがすには 183
- Q65 安全衛生・労働災害に強い社労士をさがすには 185
- Q66 銀行の年金相談の社労士がやってくれることは 187
- Q67 賃金や退職金の制度改革を頼める社労士は 189
- Q68 元社員とのトラブル解消を頼める社労士は 194
- Q69 役所と喧嘩できる社労士はよい社労士ってホント 196
- Q70 社労士の得意分野を知るにはどうしたらいい 198
- Q71 求められる社労士って
どういう仕事のできる人のこと 200



- Q72 できる社労士・できない社労士の見分け方
チェックポイントは 202

6 社労士報酬の決め方・値切り方

- Q73 社労士報酬基準と実際の相場の差は 206
- Q74 顧問料の相場は 207
- Q75 報酬などは相談・交渉・変更ができるってホント 210
- Q76 報酬を値切るにはどうすればいい 213
- Q77 一切の事務を依頼したときの顧問報酬は 216
- Q78 手続を自社で行うときの顧問報酬は 218
- Q79 就業規則や賃金規定の作成などを
頼んだときの報酬は 220
- Q80 労働保険申告書や算定基礎届などを
個別に頼んだときの報酬は 222
- Q81 給与計算を頼んだときの報酬は 224
- Q82 年金の手続を頼んだときの報酬は 226
- Q83 賃金制度・退職金制度の変更を頼むときの報酬は 228
- Q84 労働災害や安全衛生の手続を
個別に頼むときの報酬は 230
- Q85 監督署や社会保険事務所との立会い・交渉を
任せるときの報酬は 232
- Q86 労働組合やユニオンとの団体交渉を
任せるときの報酬は 234
- Q87 労働局に訴えた元社員とのトラブルの
あっせん処理を頼むときの報酬は 236



- Q88 社会保険料の削減や適格年金制度等の特別な
スポット業務を頼むときの報酬は 238
- Q89 社員の解雇・賃下げのリストラ
コンサルタント業務を頼むときの報酬は 240
- Q90 助成金手続を頼むときの報酬は 242
- Q91 派遣手続・最低賃金の手続を頼むときの報酬は 244
- Q92 社保事務所や監督署の処分に対する異議申立を
頼むときの報酬は 246
- Q93 社労士から報酬の見積りを
とるにはどうしたらいい 247

7 会社は社労士とどう付き合うか

- Q94 社労士を賢くこき使う法は 250
- Q95 社労士からみた「困ったお客さん」は 252
- Q96 トラブルの交通整理ができる社労士と
付き合う法は 254
- Q97 よろず相談にのれる社労士と付き合う法は 256
- Q98 特定分野に特化するタイプの
社労士と付き合う法は 258
- Q99 会社のニーズにあった社労士を選ぶポイントは 260
- Q100 一番会社にメリットがある社労士への
仕事の依頼のしかたは 262

— 本文中、次の略称を使用しています。 —

社労士.....社会保険労務士	職業安定所.....公共職業安定所
特定社労士.....特定社会保険労務士	報酬基準.....社会保険労務士会報酬基準
監督署.....労働基準監督署	労基法.....労働基準法

1

社労士ってなに

社労士は、どのような資格で、どのような仕事をするのか、いろいろな確度から社労士の実態を解明します。

